

昭和 50 年 12 月

昭和 51 年度の税制
改正に関する答申

税 制 調 査 会

まえがき

- 1 税制調査会は、昭和49年10月14日、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応する税制のあり方」につき諮問を受け審議を続けてきたが、同年12月には、その審議の一環として「昭和50年度の税制改正に関する答申」を行つた。
- 2 その後、税制調査会は昭和51年度において実施さるべき税制改正について審議を重ねるとともに別途11月に基礎問題小委員会を設置して、政府が策定中の昭和50年代前期の経済計画と関連しつつ、今後の税負担のあり方等税制の基礎的諸問題についても検討を進めている。
- 3 昭和51年度の税制改正の問題については、昭和50年12月23日の第24回総会において「昭和51年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。

昭和 51 年度の税制改正に関する答申

昭和 50 年 12 月 23 日

内閣総理大臣 三木 武夫 殿

税制調査会会長 小倉 武一

昭和 51 年度の税制改正に当たり、実施すべき事項について、別紙の通り、当調査会の意見をとりまとめました。当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員は次の通りである。

委 員	石 井 清	○岩 村 精 一 洋
○江 上 フ ジ	○大 内 幸 夫	
岡 村 雅 夫	○小 倉 武 一	
河 崎 邦 夫	工 藤 巖	
○黒 川 洸	○斎 藤 誠	
三 枝 佐 枝 子	佐 々 木 邦 彦	
○柴 田 護	○高 橋 長 太 郎	
武 田 亨	○立 山 武 司	
○辻 村 江 太 郎	堤 清 二	
○友 末 洋 治	西 沢 権 一 郎	
林 慶 之 助	日 高 輝	
前 川 一 男	松 尾 金 藏	
三 浦 朱 門	安 居 喜 造	
安 恒 良 一	○吉 岡 英 一	
吉 國 二 郎	○渡 部 経 彦	

(○印を付した委員は、臨時小委員会に所属した委員である。)

目 次

一 基本的考え方	1
二 国 税	2
1 租税特別措置の整理合理化	2
2 社会保険診療報酬課税の特例の改善合理化	5
3 交際費課税の強化	5
4 自動車関係諸税の税率の引上げ	6
5 そ の 他	8
三 地 方 税	9
1 住 民 税	9
2 事 業 税	10
3 固定資産税及び都市計画税	11
4 自動車関係諸税	12
5 事 業 所 税	13
6 非課税措置等の整理合理化	14

当税制調査会は、昭和49年10月、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応する税制のあり方」について諮問をうけ、同年12月、昭和50年度の税制改正に関する答申を行つたのであるが、本年度に入つてからは、多額の歳入不足に直面するという事態をふまえつつ、昭和51年度において実施さるべき税制改正について審議を重ねてきた。また、別途11月に基礎問題小委員会を設置して、政府が策定中の昭和50年代前期の経済計画と関連しつつ、今後の税負担のあり方等税制の基礎的諸問題についても検討を進めている。

一 基本的考え方

- (1) 今後中期的にみて、我が国の財政は、経済成長率の低下に伴つて、歳入面で従来のような税の多額の自然増収を期待し得ない一方、歳出面においては福祉充実をはじめとする財政需要は引き続き増大するであろうから、極めて厳しい事態を迎えるものと考えられる。その場合予想される多額の歳入不足を補うために公債発行を安易に継続することは、財政の健全性、弾力性を損うのみならず、我が国経済にインフレ要因を持込むおそれがある。こうした事態を避けるためには、今後歳出の節減合理化に努めることは当然であるとしても、公共料金等の受益者負担の適正化や社会保険料の引上げと並んで、租税についてもある程度の負担水準の上昇を予想せざるを得ないと思われる。もつとも将来において国民生活に大きい影響を及ぼすような一般的な増税を必要とせざるを得ない場合には、その具体的な方策及び影響について十分慎重な検討を行つた後結論を出すべきものであることとはいうまでもない。
- (2) ところで、昭和51年度においては、今後景気が着実に回復するにしても、なお税収面での急速な回復を期待することは困難であり、一方歳出面では景気回復のための施策の要請が強く、年度当初から多額の公債の発行を予定した財政となるものと予想される。このような局面においては、歳入面での一般的な増税により、あるいは歳出面での歳出総額の圧縮によつてこの事態に対処することは、深刻な不況からようやく脱出しようとしている経済の現況からしても、適当ではないであろう。
一方、この際は景気の回復を促進するために、所得税、住民税について、財政収支にこだわらず大幅な減税を行うべきであるとの意見があり、また、税負担の面から、少なくとも物価上昇に伴う負担の増加を緩和するためのいわゆる物価調整減税を行う必要があるとの意見が出され、これについて慎重な審議を行つた。
まず、景気刺激のための減税については、経済環境が現在予想されているものと大きく異なることとなるような場合には、税制によりこれに対処することが必要となる

こともあるが、政府の経済見通しによれば、我が国の経済は徐々に回復すると見込まれていること、公債の市中消化能力には限度があり景気刺激のための減税に伴つて多額の公債を追加発行することには問題が多いと思われること、最近における消費者行動の態様からすれば、減税をしてもそれによつて増加する所得の相当部分が貯蓄に回ることも予想され、その場合には減税の景気刺激効果は公共事業支出ほどには期待し得ないと考えられること等の理由から、この際は景気刺激のための大幅減税という考え方はとるべきでないと認めた。

次に、いわゆる物価調整減税については、所得税、住民税の課税最低限がある期間を通じた物価の推移に応じて調整する必要はあるとしても、経済の高度成長に伴う大幅な自然増収に支えられて、これまで毎年のように物価上昇を上回る実質的な減税が行われてきたこと、及びその結果、我が国における所得税、住民税の課税最低限は、諸外国のそれと比較しても、また、平均的な所得、生活水準との対比においても、既に相当の水準に達していることを考慮すれば、今後においては、物価上昇に見合つた課税最低限の引上げを毎年必ず行うべきものと考える必要はなく、物価の推移及び財政事情を考慮して総合的に判断することが妥当であろう。その意味からすれば、昭和51年度税制改正において物価調整減税を実施しなければならないものとは考えない。

(3) 以上の諸点を勘案し、昭和51年度税制改正の基本的考え方としては、所得税、住民税の減税を見送ることとし、以下に述べるように税制における不公平の是正に特段の意を注ぐことを重点とすること、また、所得税、法人税の一般的な増税は行わないが、困難な財政事情に顧み、現行税制の仕組みの中で、負担の現状を考慮しつつ選択的に増収措置を講ずるものとすることが適当である。

なお、所得税、住民税については、大幅な減税を行うべきであり、最小限、物価調整程度の減税は実施すべきであるとの少数意見があつたことを付記しておく。

二 国 稅

1 租税特別措置の整理合理化

(1) 租税特別措置の意義と全面的見直しの必要性

① いわゆる租税特別措置は、主として租税の誘引的機能を活用することにより、一定の政策目的の実現に資することを目的として、税負担の公平を犠牲にして設けられている課税の減免又は繰延べ措置であるから、個々の政策目的と税制の基

本的原則との調和を図るという見地に立つて、既得権化や慢性化の排除に努めるとともに、社会、経済情勢の推移に応じて隨時弾力的な改廃を行う必要がある。

- ② 租税特別措置の果たす役割に着目した場合、既往の租税特別措置が、我が国経済の戦後の復興過程及びその後の発展過程を通じて相応の役割を果たしてきたことは評価されようし、また、現行の特別措置についても、たとえば、資源確保、技術開発及び公害防止その他の環境整備のための諸措置、勤労者の財産形成や住宅取得を促進するための諸措置、中小企業関係の税制といったものは、それなりの役割を果たしつつあると思われる。その意味では、一部にみられる租税特別措置といえばおよそ大企業優遇であるといった批判や、すべてこれを廃止しなければ公正が確保されないとといった意見は適当とは思われない。
- ③ しかし、租税特別措置は種々の政策目的の名の下に次々と拡大されがちであり、さらにいつたん設けられると政策効果の吟味と離れていつまでも継続されがちであるという弊害を有しており、これに伴う税制の複雑化は、一般の納税者の税に対する不公平感をつのらせ、ひいては税制そのものに対する信頼感を失わせていく危険がある。

また、租税を含む国民負担の上昇が近い将来に予想されることからして、今後歳入面においても一層負担の公平を期す必要がある。

- ④ 以上の諸点を考慮し、昭和51年度の税制改正においては、租税特別措置の整理合理化に従来以上に積極的に取組むべきであると考える。

(2) 租税特別措置の整理合理化の考え方

- ① 租税特別措置について全面的な見直しを行うに当たり、当調査会は議論の混乱を避けるため、いわゆる租税特別措置及びこれまで不公平税制として批判の対象とされたことのあるものを包括的にとり上げたうえで、これを次のように区分した。

(イ) 特定の政策目的に資するという租税政策上の配慮がなかつたとすれば、税負担の公平その他の税制の基本的原則からは認め難いと考えられる実質的な意味での特別措置(以下便宜「政策税制」という。)

(ロ) それ以外の制度、すなわち、政策税制とは異なり税制の基本的原則からみて所得税法、法人税法等の本法に規定されて然るべき制度及び現在のところ租税

特別措置法に規定されてはいるもののいずれは本法に吸収されて然るべきであると考えられる制度

- ② 当調査会としては、現下の情勢において、不公平是正の観点から全面的な見直しを行うに際しては、まず政策税制をとり上げることが適当であると考えた。したがつて、配当軽課制度、法人受取配当の益金不算入制度及び配当控除制度は、法人税の基本的仕組みに関する制度であり、また、各種の引当金は、課税所得の計算方法を合理的なものとするために認められている制度であることから、これらについては、政策税制以外の制度として取扱うこととし、今回の見直しの対象とはせず、今後別途の観点から引き続き検討することとした。
- ③ 昭和51年度の税制改正において、政策税制の見直しを行うに当たつては、
(イ) 基本的には、政策目的と課税の公平とのバランスを考える際にこれまで以上に課税の公平を重視して、たとえ政策の緊要性は依然として継続していると認められる場合でも、これを助成するための税制上の優遇の度合は総体として従来よりある程度まで圧縮するという考え方立ち、
(ロ) 具体的には、政策税制としての新規の制度は原則として認めないこととし、また、既存の政策税制は、適用期限の到来するものに重点をおいて、政策の緊急性、重要性を勘案しながらできる限り縮減を進めることとし、企業関係の政策税制を中心に、広範な整理合理化を行うことが適当である。なお、このような整理を今後とも引き続き行うためには、適用期限の付されていない制度について、できる限り適用期限を付することを検討すべきであろう。
- ④ なお、現下の経済情勢からすると、税収の増強を図るために租税特別措置の整理合理化は、つまるところ企業負担の強化をもたらし、景気対策に逆行することになるとの意見が出された。

しかしながら、先に述べたとおり、今回の整理合理化は、税収確保を直接の目的とするものではなく、財政経済環境の変化に伴いこれまで以上に課税の公平を重視する必要があるとの基本的認識に立つて行うものである。また、制度の整理合理化を行う際は所要の経過措置が講ぜられること等を考えれば、今回の整理合理化によつて昭和51年度に生ずる増収は少額なものにとどまるであろうから、今回の整理合理化が昭和51年度における景気対策に逆行するとの批判は当たらないものと考える。

(3) 租税特別措置の整理合理化の具体的内容

整理合理化の具体的な内容については、個別の項目についての専門的知識を要するものもあるので、当調査会は、先に述べた基本の方針を示した上で、関係事務当局において個別に検討を加え、昭和51年度税制改正においてとり上げるべき項目及び改正の内容についての報告を求める所とした。その結果報告された具体的な内容を要約すると、別紙の通りであるが、現段階において、租税特別措置の整理合理化がここまで実行に移されることについては、当調査会としてもそれなりの評価を与えてよいと考える。

今後とも、政府において、従来からの当調査会の答申及び今回の答申に述べた基本的な考え方方に即して、租税特別措置の整理合理化について不断の努力を続けるよう期待する。

2 社会保険診療報酬課税の特例の改善合理化

- (1) 社会保険診療報酬課税の特例について、当調査会としては、社会保険医の特殊性を十分にしん酌しつつ、「昭和50年度の税制改正に関する答申」において具体的な改善案を答申したところであるが、昭和50年度の税制改正の際にその実施が見送られたことは、まことに遺憾である。
- (2) 昭和51年度の税制改正において、先に述べた通り租税特別措置の全面的な見直しが重点的にとり上げられている状況の下においては、社会保険診療報酬課税の特例について、少くとも上記の答申程度の改善を実施に移すことなくしては、税制上の不公平是正に対する政府の姿勢について、納税者の納得を得ることはできないと考える。その意味において、当調査会としては、政府に対し、上記答申の趣旨が実現されるよう具体的な措置を早急に講ずることを強く要請する。

3 交際費課税の強化

交際費は企業経理上当然に経費となるものであるが、税法では、社用消費抑制の観点から、基礎控除額（400万円と資本等の1,000分の1の合計額）を超える部分についてその75%を損金不算入とする特例措置が講じられている。この制度は累年強化され、既にかなりの程度に達しているが、最近における交際費支出の状況及びこれに対する強い社会的批判に鑑み、昭和51年度の税制改正においては、損金不算入割合の75%を80%に、資本等の1,000分の1を1,000分の0.5にすることが適当である。

4 自動車関係諸税の税率の引上げ

当調査会は、「昭和49年度の税制改正に関する答申」において、自動車関係諸税のうち揮発油税、地方道路税及び自動車重量税について、資源の節約、消費の抑制、道路財源の充実等の観点から、2年間の暫定措置としてその税率を引上げることが適当である旨の答申を行つたところであり、揮発油税及び地方道路税については昭和51年3月末まで、自動車重量税については昭和51年4月末までの暫定措置として税率の引上げが行われた。

当調査会は、この期限が到来するに当たり、その後の取扱いとして、暫定措置を継続するのか、かりに継続するとしてその機会に負担の増加を求めてはどうかについて検討を行つた。

暫定措置の継続については、異論はなかつたが、負担の増加については、慎重な検討を要するものと考え、まず、関係各方面から意見を聴取した。これらの意見のうち、この際の負担の増加について問題点として提起されたところを要約すると、次の通りである。

- ① 自動車が生活必需品ともいえるまで普及した現状では大衆課税となりはしないか。自動車使用者は、増税による負担増に耐えられるか。
- ② 石油産業の収支状況、石油小売業界の現状等からみて、増税分を価格に転嫁することは可能か。
- ③ 自動車産業は裾野の広い基幹産業であるが、増税による需要の減退、雇用の減少の危険はどの程度か、景気対策に逆行することになるおそれはないか。
- ④ 不況下において、運輸業者が増税による負担増に耐えられるか、また、これが料金の引上げにつながるとすれば物価への影響はどうか。
- ⑤ 道路財源との関連からみると、増税規模と道路整備費の増加如何によつては、当面の税収が道路整備費を上回ることもあり得ようが、特定財源制度の趣旨、受益者負担の原則からみて、これをどう考えるか。
これに対して、財政の立場からは、
 - ① 現在の国、地方を通ずる窮屈した財政状況に対処し、特例公債の発行を極力圧縮するためには、税収確保のための努力が必要である。その場合、経済の現況からみて、所得税や法人税の一般的な増税が適当でないとすれば、間接税において景気対

策に矛盾しない範囲内での選択的な増税を考えたい。

- ② このような考え方から、間接税の主な税目について検討してみると、酒税は昭和50年度税制改正において増税したこと、物品税は従価税であること等から、これらを増税の対象とすることは適当でない。
- ③ ところで自動車関係諸税については、我が国の自動車に係る税負担は諸外国に比べて必ずしも高くないこと、燃料課税については従量税方式をとっているため小売価格の上昇に伴いその税負担割合が低下してきていること、資源の節約、消費の抑制という要請は引き続き強いこと等からみて、これについてなお負担の増加を求めてよい。

とする考え方方が示された。

なお、財政上の立場とは別に、公害対策の観点からは、低公害車への代替を促進するため、規制適合車(低公害車)の負担を据置いたまま、汚染物質排出量の多い車を重課することが適当であるとの意見も出された。

これらの意見に示された諸問題を総合的に検討した結果、当調査会としては、次のように考える。

- ① 我が国の自動車に係る税負担は、諸外国に比べて必ずしも高くなく、また、価格の上昇に伴う税負担割合の低下については負担の適正化の見地から見直しをする必要があるものと考える。加えて、自動車の保有及び走行の増加については、資源節約、環境保全等の観点からの配慮が求められていることも十分考える必要がある。
- ② 燃料課税の負担は石油製品価格に転嫁されることを予定しているものであるので、増税が行われる場合には、この転嫁が円滑に実現されるための環境整備が行われる必要があるとする強い意見があるが、そもそも現在の石油産業の収支改善、石油小売業界の体制整備等の問題は、増税の有無にかかわらず、緊急に何らかの対策が講ぜられるべき問題であろう。
- ③ 自動車産業への影響については、増税による自動車の需要減退は一時的なものであるとみられ、経済全体に対する影響を過大視すべきではあるまい。
- ④ 運輸業との関連については、自動車重量税において営業用自動車と自家用自動車との間に税率の上で格差を設けることは、この税の性格から妥当でないという見方もあるが、営業用自動車が自家用自動車に比して輸送効率が高いこと、料金が認可

制であること等からすれば、政策的にある程度の格差を設けることにもそれなりの理由があろう。

⑤ 道路整備との関連については、特定財源制度についてそもそも基本的に疑問があり、むしろ一般財源化を考えるべきであるという強い意見もあつたが、我が国の道路整備水準の現状を考えると、今後における道路財源の確保、道路利用者の負担の適正化の見地から、道路財源の充実強化がなお必要であろう。

⑥ 公害対策の観点から、低公害車と汚染物質排出量の多い車との間に税負担の格差を設けることにはそれなりの理由があると思われるが、自動車重量税についてこのような措置を講ずることは、その創設の趣旨等からみて問題が多いと考えられるので、後に述べるように保有課税である自動車税において考慮されることが適當であろう。

以上の検討の結果、当調査会としては、この際自動車関係諸税のうち、揮発油税、地方道路税については25%程度、自動車重量税については自家用自動車25%程度、営業用自動車12.5%程度の税率の引上げを行うことが適當であると認めた。

その場合、これら諸税の税率の引上げについては、第7次道路整備5ヶ年計画が最終年度までなお2年の期間を残していること、石油の需給及び価格の動向等がいまだ多分に流動的であること等に顧み、さしあたり昭和51年度及び昭和52年度の2年間の暫定措置として実施することが適當である。

なお、かねてから現在の自動車に関する税制は、税目が多く、かつ、複雑であるから、これを簡素化すべきであるという指摘がある。この問題は、納税者の理解と協力を求める意味で確かに重要であるが、国、地方間の財源配分等にもかかわる問題であるので、これについては今後なお相当の時間をかけて検討することとしたい。

5 そ の 他

(1) 会社臨時特別税については、現下の厳しい財政事情等からみて、期限延長又は形を変えて存続させてはどうかとの意見もあつたが、この税が石油危機後の経済の異常事態を背景として企業の臨時異常な利得を吸収しようとして設けられたものであるということからして、当時のような社会、経済情勢にない現在、なお存続させる理由はないものと認めた。

(2) 広告又は広告費に対する課税については、広告のもつ経済的な機能、国民の消費生活への寄与等を重視する立場からは消極的な見解が示されており、また、執行面

の問題など検討を要する点も少なくない。しかしながら、過剰広告について税制により何らかの規制を加えるべきである等の見解もあるので、今後なお総合的な検討を続けることとする。

(3) ギャンブル税については、ギャンブルの実情に顧み、これを抑制する見地等から、課税を行うことが適当であるとする意見が出されているが、課税の方法、公営競技への影響等なお見きわめるべき問題があり、今後なお検討することとする。

三 地 方 税

1 住 民 税

個人の住民税については、既に「基本的考え方」において述べた理由のほか、昭和51年度において給与所得控除の平年度化により課税最低限が相当程度引上げられること等にかんがみ、これ以上減税を行うことは見送ることとする。

個人の均等割については、その税率が実質的には、昭和26年度以来据置かれあまりにも少額となつていていること、当時に比べて、現在、地方団体の行政サービス水準がはるかに高いものになつてきている事情等を考慮するならば、均等割の性格等に照らして、少なくとも、その後における物価水準の変動を考慮した見直しを行うことが必要であると考えられるので、次の通り税率を引上げ、その是正を行うべきである。

なお、この場合、均等割のみの納税義務者のうち低所得者層については、負担の軽減を図るために均等割を課さないこととする措置をあわせ講ずることが適當である。

区 分	標準税率		
	現 行	改 正 案	
道 府 県 民 税	年 額 100 円	年 額	300 円
市町村民税	(1) 人口 50万以上の市	年 額 600 円	年 額 1,700 円
	(2) 人口 5万以上 50万未満 の市	年 額 400 円	年 額 1,200 円
	(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年 額 200 円	年 額 700 円

また、法人の均等割については、その税率が昭和42年度以来据置かれているものであるが、個人の均等割の税率の引上げとの均衡を考慮し、次の通り税率を引上げ、その是正を行うべきである。

区分	標準税率			
	現行		改正案	
道府県民税	資本の金額又は出資金額が1千万円を超える法人	年額 1,000円	資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人	年額 6,000円
	資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等	年額 600円	資本の金額又は出資金額が1千万円を超える、1億円以下の法人	年額 3,000円
市町村民税	資本の金額又は出資金額が1千万円を超える法人	年額 4,000円	資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、従業員が100人超の法人	年額 24,000円
	資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等	年額 2,400円	資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、従業員が100人以下の法人及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超える1億円以下の法人	年額 12,000円

2 事業税

- (1) 事業税のあり方については、これまで数次にわたる当調査会の答申において、事業税は行政サービスの提供に対し、必要な経費を分担する物税であるという考え方に基づいて課税されるものであり、基本的には、その課税標準は、所得金額のほかに事業の規模ないし活動量を的確に測定することができる基準、すなわち外形基準を用いることが適当であるという趣旨の意見が繰返し述べられている。その際、各企業の負担の変動、経営基盤がぜい弱な個人企業に及ぼす影響、さらには一般消費税としての付加価値税との関連等の諸点が、外形基準の導入に当たつて検討を要する問題点として指摘されている。
- (2) 最近における我が国の経済情勢等にかんがみ、事業税の物税としての性格の明確化、都道府県税源の大宗を占める事業税収入の安定化等の見地から、この際外形標準課税の導入にふみるべきであるとの意見があり、多くの論議を呼んでいる。そこで、当調査会としては、上記の答申の趣旨をふまえつつ、事業税の課税標準に外形基準を導入する場合の具体的な問題点につきさらに検討を進めることとし、その対象を特定の業種等に限定することの適否、売上金額、総資本、付加価値等各種基

準の外形基準としての適否，課税標準として所得金額と外形基準とを併用することの適否，税率の定め方等について審議を行つたが，これらの事項については，いずれも結論を得るに至らなかつた。

さらに，審議の過程においては，我が国経済の現状にかんがみ，昭和51年度の税制改正において外形標準課税の導入にふみきることは時期尚早であるという意見，今後における我が国経済社会の変動に対応してとられるべき将来の税制の姿をも考慮しつつ慎重に検討すべきではないかという意見等もあり，当調査会としては，外形標準課税の導入に関するこれらの諸問題につき，なお，引き続き検討することが適當であると認めた。

3 固定資産税及び都市計画税

(1) 昭和51年度の宅地等の評価替えにおいては，その平均的な評価上昇率は，前回までの評価替えの場合に比し大幅に下回るものと見込まれるが，その課税に当たつては，今回においても適切な負担増を求める措置を講ずることが適當であると考えられる。したがつて従前の例により，前年度の税負担を基礎とした段階的な負担調整措置を講ずることとし，その場合，昭和53年度までの間，毎年度の税負担の増加が3割を超えないこととすることが適當である。

(2) 一般農地に係る固定資産税については，昭和39年度以来，その税負担が昭和38年度の税額に据置かれてきたところである。

しかし，この間に田・畠価格，農業所得，生産者米価等がいずれも2倍ないし3倍の上昇を示していること等にかんがみ，農業政策との関連を考慮したとしても，その税額はあまりにも低額にとどまつていると考えられ，また，宅地等との均衡を図るうえからも，一般農地の税負担をこれ以上据置くことは適當でない。

したがつて，現行の据置き措置を廃止し，段階的な負担の調整措置を講じながら，課税の適正化を図ることとし，その場合，昭和53年度までの間，毎年度の税負担の増加が2割を超えないこととすることが適當である。

なお，昭和54年度以降の一般農地の税負担のあり方については，農業政策との関連も配慮のうえ，あらためて検討することが適當である。

(3)① 市街化区域農地のうち，三大都市圏の特定の市のいわゆるA農地及びB農地については緊急に宅地化を促進するという土地政策上の要請から，また，周辺宅地

との税負担の均衡を図る見地から、昭和48年度以来段階的に課税の適正化措置が講じられているところである。

しかしながら、これらの市街化区域農地の存する地域全般における都市施設の整備や土地区画整理事業等の開発事業が当初予期されたようには進んでいないこと、都市農業及び緑地保全との調和を図るために設けられた生産緑地制度の運用が必ずしも円滑に行われていないこと等この課税の適正化措置をめぐつて種々の問題が生じている現状にある。

このような状況にかんがみ、これらの特定市街化区域農地について、生産緑地制度の適用要件を実情に即して緩和しその積極的活用を図る等、地域の実態に応じ、適切な配慮をすべきものと考える。

② 市街化区域農地のうち、三大都市圏の特定の市いわゆるC農地及び三大都市圏の特定の市以外の市町村の市街化区域農地については、現在課税の適正化措置の対象とされておらず、地方税法上課税の適正化を図るため検討を加え、昭和51年度から必要な措置が講ぜられるべきものとされているところである。

しかしながら、現行の課税の適正化措置をめぐつて上記①で述べたような種々の問題があること、また、都市施設の整備や土地区画整理事業等の開発事業が特定市街化区域農地の所在する地域に比してさらに遅れていること等にかんがみ、この際は、課税の適正化措置の対象農地の拡大は行わず、引き続き検討することが適当である。

4 自動車関係諸税

地方税における自動車関係諸税については、既に述べたように国税の自動車関係諸税とあわせ総合的な検討を行つたが、最近における地方財政の状況等をも考慮して、自動車税及び軽自動車税並びに道路目的財源である自動車取得税及び軽油引取税については、次のように考える。

(1) 自動車税及び軽自動車税

自動車税及び軽自動車税は、財産税であるとともに道路損傷負担金としての性格を有するものとされているが、これらの税率は昭和40年度以来据置かれしており、その間、自動車及び軽自動車の販売価格が上昇していること、道路維持管理の経費も増大していること等の事情を考慮し、その税率をおおむね30%程度引上げることが適当である。

この場合、営業用の自動車については、公共輸送機関としての性格等にかんがみ、その引上げ率に格差を設けることが必要であり、また、公害対策の見地から、昭和51年度規制適合車については、税率の引上げに当たつて適切な配慮を加えることが適當と考える。

(2) 道路財源

最近における自動車交通の普及に伴つて、地方道の整備が強く要請されているが、一方、地方道路事業費に占める道路目的財源の比率が低い現状にかんがみ、地方道路財源の拡充を図る必要があると考えるので、自動車取得税については、現行の暫定措置をさらに2年度間延長することが適當である。

また、軽油引取税についても、上記事情及びその税率が昭和39年度以来据置かれていること等をあわせ勘案して、その税率を30%程度引上げることが適當である。

この場合、営業用トラック、バス等については、運賃等に及ぼす影響にも留意して別途適切な配慮を行うことが必要である。

なお、軽油引取税の税率の引上げについては、既に述べた国税の自動車関係諸税におけると同様の趣旨により、さしあたり昭和51年度及び昭和52年度の2年度間の暫定措置として実施することが適當である。

5 事業所税

事業所税は、大都市地域における都市環境の整備に必要な財源を確保するための目的税として創設されたものであり、その課税団体は、現在、東京都（特別区の区域に限る。）、指定都市、首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域を有する市のうち指定都市以外の市並びに人口50万以上の政令で定める市に限定されているが、最近この現行の課税団体の範囲を拡大することの適否について論議がなされており、この点について検討を行つた。

その結果、現在の課税団体以外の都市であつても、おおむね人口30万以上の都市にあつては、人口、企業の集中状況及び都市環境の整備の緊要性が現在の課税団体とほぼ同様であると認められるので、これらの都市についても、現行の課税団体と同様に事業所税を課することができるとするのが適當であると考えた。

したがつて、この際、現在の人口基準を50万から30万に引下げ、人口30万以上の都市においても新たに事業所税を課税することができることとすべきである。

なお、この税の性格にかんがみ、課税団体の範囲を今後さらに拡大することについては、慎重に対処すべきであると考える。

また、明年度において課税団体の範囲を拡大することは、この税が本年度に創設されたばかりで実施後間もないことからなお慎重に検討すべきであり、この際は適当ないとの意見があつたことを付記しておく。

6 非課税措置等の整理合理化

(1) 非課税措置等の整理合理化

地方税における非課税等の特別措置は、国税における租税特別措置に関連するものと、地方税における独自のものとに大別されるが、これらの特別措置についても、国税におけると同様の考え方により関係事務当局において個別に検討を加え、昭和51年度税制改正において取り上げるべき項目及び改正の内容についての報告を求めることとした。その結果報告された具体的な内容を要約すると別紙の通りである。

なお、地方税における非課税措置等の整理合理化については、今後とも、従来からの当調査会の答申及び今回の答申に述べた基本的考え方に基いて不断の努力を続けるよう期待する。

(2) 利子・配当に対する住民税の課税

所得税において源泉分離課税を選択した利子所得及び証券投資信託の収益分配金に係る配当所得、申告不要制度がとられている利子・配当所得等に対して住民税が課税されていないことについて、前回の答申は、租税負担の公平を図る見地から課税すべきであると考えるとし、ただ、その課税の仕組み等について引き続き検討することが適当であるとしている。

この問題については、申告不要制度に係るものは別として、源泉分離課税を選択したものについての課税方法として、金融機関等所在の都道府県が徴収し市町村へ交付する方法、所得税の源泉分離課税の税率に住民税の税率相当分を上乗せし、国が所得税として徴収し地方団体に交付する方法等が論議されたが、住所所在の地方団体が課税することとされている住民税の性格との関連、利子・配当についての総合税負担のあり方等なお検討を要する問題があるので、今後総合課税への移行の問題とともに引き続き検討すべきであると考える。

(3) 産業用電気に係る電気税の非課税

産業用電気に係る電気税については、現在、重要基幹産業又は新規重要産業に係

る製品で製品コスト中に占める電気料金の割合がおおむね5%以上のものについて非課税措置が講じられている。このことに関しては、電気税の税率等の推移、最近における経済情勢等にかんがみ、現行の基準を見直して非課税品目を整理合理化すべきであるとする意見があるが、一方、これに対して、消費税である電気税の課税に当たつては原料課税を排除する見地から現行の基準を維持すべきであるとする意見があり、これらの意見については、電気税のあり方との関連において、なお引き続き検討すべきであると考える。

(別紙)

国税関係

1 廃止する措置

- 長期外貨建債権等を有する場合の課税の特例
- 新技術企業化用機械設備等の特別償却
- 地中送配電設備の特別償却
- 船舶の貸付に係る国内源泉所得に対する源泉徴収税率の軽減等 11 項目

2 縮減合理化する措置

(1) 税額控除及び所得控除の控除率の引下げ

- 增加試験研究費の税額控除
- 技術等海外取引に係る所得の特別控除
- 協同組合の留保所得の特別控除の 3 項目

(2) 特別償却、割増償却の償却率の引下げ等

- 特定設備等(船舶、航空機及び電子計算機その他の特定の設備)の特別償却
- 新築貸家住宅等の割増償却
- 中小企業者等の機械の特別償却
- 準備金方式による特別償却の 32 項目

(3) 準備金の繰入率の引下げ等

- 価格変動準備金
- 公害防止準備金
- 保険会社等の異常危険準備金
- 海外市場開拓準備金
- 株式売買損失準備金の 15 項目

(4) 登録免許税の減免措置の縮減等

- 電源開発株式会社の登記の免税
- 日本航空株式会社等の登記の免税

等 8 項目

地方税関係

1 廃止する措置

(1) 不動産取得税

○発電所及び変電所の非課税

○コンテナー埠頭の用に供する不動産の非課税

等 6 項目

(2) 固定資産税及び都市計画税

○新技術企業化用設備等の課税標準の特例

○配電用の地中電線路の課税標準の特例

等 6 項目

(3) その他 2 項目

2 縮減合理化する措置

(1) 不動産取得税

○日本自動車ターミナル株式会社の事業用家屋の課税標準の特例

○防火対象物に該当する家屋の課税標準の特例

等 4 項目

(2) 固定資産税及び都市計画税

○国内航空機の課税標準の特例

○電子計算機の課税標準の特例

等 14 項目

(大藏省印刷局製造)